

意見募集期間 12月4日 ~ 22日 まで(必着)

意見募集対象 国民保護に関する深谷市計画(案)

市役所本庁舎1階市政情報コーナー、防災対策室および各総合支所総務課  
または、市ホームページ(☎http://www.city.fukaya.saitama.jp)から  
ご覧ください

意見の提出方法 所定の用紙に、必要事項を記入し、防災対策室あてに郵送、ファックス、  
電子メールまたは直接提出してください

意見提出用の用紙は、市役所本庁舎1階総合案内、防災対策室および各総合支所総務  
課に用意してあるほか、市ホームページからダウンロードできます

提出された意見の取り扱い

住所、氏名の記載の無い場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります

提出された意見に対する個別回答はいたしかねますのでご了承ください

提出された類似意見は、取りまとめるとともに、意見の概要および当該意見に対する  
市の考え方は、後日、公開する予定です

意見を提出されたかたの個人情報、この意見募集の目的以外に使用いたしません

問い合わせと提出先

防災対策室( 366 8501 深谷市仲町11 1・深谷市役所本庁舎2階・ 574 8597・  
☎573 8250・✉bosai@city.fukaya.saitama.jp)

## 大切にしましょう 私たちの医療費

年々医療費が増えています。医療費は皆さんの保険料や税金で支えられています。いつまでも安心して医療を受けられるよう、適正な医療費の使い方を考えてみましょう。健康は充実した毎日のための資源です。生活習慣をできることから改善し、健やかな毎日を送りましょう。

糖尿病・肥満にご用心!

生活習慣病は、子どものころからの生活習慣が大きく影響します。中でも、糖尿病は合併症を引き起こしやすい病気で、特に肥満と深く関係しています。たとえ若いからといって油断は禁物。将来の健康は現在の生活習慣にかかっています。

要注意! 高齢期の転倒

老化現象は止められませんが、機能が衰えるスピードを抑え、はつらつとした日常を送ることは十分に可能です。生活習慣を見直し、転倒・骨折を防ぐ体づくりに取り組みましょう。また、自分の生活環境などから身の回りに潜む危険をチェックし改善していきましょう。

栄養・運動・休養のバランスを!

食 事

食事は規則正しく1日3食。塩分や脂肪は控えめにし、さまざまな食品を組み合わせるとおいしい食事を味わいましょう。

運 動

なかなか運動できない人には早足で歩くことがお勧めです。少しスピードをあげて歩くだけで運動効果がぐんとアップします。ほかにエレベーターはなるべく使わないなど、日常生活の中の簡単な工夫で運動不足を解消しましょう。

休 養

快適な睡眠は心と体の疲労回復に最適です。睡眠環境を良くして就寝時間を一定にしましょう。

問い合わせ 保険年金課( 574 6641)

## 皆様のご意見を募集します

### 深谷市行財政改革大綱(素案)についてのご意見

市では、合併後、さらなる行財政改革を進めるため、平成18年度に「深谷市行財政改革大綱」および「深谷市行財政改革推進計画(集中改革プラン)」を策定することとしています。

このため、「深谷市行財政改革推進委員会」を平成18年8月に設置し、大綱などの策定に向けて審議を行っており、このたび、大綱(素案)がおおむね原案の通り承認されたことから、市民の皆さんに意見を伺い、頂いた意見を参考に「深谷市行財政改革大綱」を策定したいと考えております。

意見募集期間 12月20日 まで(必着)

意見募集対象 深谷市行財政改革大綱(素案)

市役所本庁舎1階市政情報コーナー、行財政改革推進室および各総合支所  
総務課または、市ホームページ(☎http://www.city.fukaya.saitama.jp)  
からご覧ください

応募資格 市内に在住、在勤または在学しているかた

意見の提出方法 所定の用紙に、住所、氏名、連絡先(電話番号など)を明記し、行財政改革推進室あてに郵送、ファックス、電子メールまたは直接提出してください

意見提出用の用紙は、市役所本庁舎1階総合案内、行財政改革推進室および各総合支所  
総務課に用意してあるほか、市ホームページからダウンロードできます

提出された意見の取り扱い

住所、氏名の記載の無い場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります

提出された意見に対する個別回答はいたしかねますのでご了承ください

提出された類似意見は、取りまとめるとともに、意見の概要および当該意見に対する市の  
考え方は、後日、公開する予定です

意見を提出されたかたの個人情報は、この意見募集の目的以外に使用いたしません

問い合わせと提出先

行財政改革推進室( 366 0029 深谷市上敷免858・深谷市消防本部庁舎2階・ 551  
3711・☎551 3710・✉gyoukaku@city.fukaya.saitama.jp)

### 国民保護に関する深谷市計画(案)についてのご意見

市では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」の規定に基づき、武力攻撃事態や大規模テロなどが発生した場合に、市民の皆さんの安全を確保するため、国、県などの関係機関と連携、協力して、迅速かつ的確に対処するため、「国民保護に関する深谷市計画」の策定を進めています。

このたび、「国民保護に関する深谷市計画」の原案を作成しましたので、市民の皆さんから広く意見を伺い、頂いた意見を参考に「国民保護に関する深谷市計画」を策定したいと考えております。

## 叙勲受章おめでとうございます

### 秋の叙勲受章者



郵政業務功勞  
**瑞宝単光章**



裁判所事務功勞  
**瑞宝小綬章**

このほど、内閣府から、秋の叙勲および危険業務従事者叙勲の受章者が発表されました。市内からは、多年にわたり各分野でご活躍、貢献された7人のかたが受章の荣誉に輝きました。

### 危険業務従事者叙勲受章者



警察功勞  
**瑞宝単光章**



警察功勞  
**瑞宝単光章**



警察功勞  
**瑞宝単光章**



矯正業務功勞  
**瑞宝単光章**



警察功勞  
**瑞宝単光章**

## 市長への手紙 ⑩



「市長への手紙」は、市民の皆さんから寄せられた市政へのご意見やご提言を、今後のまちづくりに反映させる制度です。市政に対する建設的なご意見をお待ちしています！

366-8501 深谷市仲町 11-1 深谷市長あて

FAX 574-1300

<https://www.city.fukaya.saitama.jp/hisyositu/form.html>

住所、氏名、年齢、回答希望の有無、ホームページ掲載の可・不可を明記の上、ご意見をお寄せください

問い合わせ 秘書室広聴係 (574-6631) へ

平成18年度税制改正により、国の所得税から地方の住民税(市・県民税)へ3兆円の税源移譲が行われます。このことに伴い、平成19年度分から、住民税(市・県民税)が大きく変わります。先月号に引き続き、その内容をお知らせします。

Q. 税負担は変わるのですか？

A. 住民税所得割の税率は、課税所得金額に応じて5%、10%、13%の3段階であったものが、一律10%になります。  
なお、所得税の税率は、10%、20%、30%、37%の4段階であったものが、5%、10%、20%、23%、33%、40%の6段階になります。  
税源の移し替えなので、住民税が増えても、所得税が減るため、「住民税+所得税」の税負担の総額は変わりません。

税源移譲による所得税・住民税の変化・モデル試算(年間)

独身者の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	0
500万円	258,000	163,000	421,000	0
700万円	474,000	307,000	781,000	0

夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0
500万円	119,000	76,000	195,000	0
700万円	263,000	196,000	459,000	0

夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族(16歳以上23歳未満)に該当するものとして計算しています

一定の社会保険料が所得から控除されるものとして計算しています

上記の表は、税源移譲による負担変動を示すものです。収入の増減や定率減税廃止などの要因により、実際の税額は変わりますのでご注意ください

Q. いつから変わるのですか？

A. 所得税は、平成19年分以降、住民税は平成19年度分以降です。  
給与所得者のかたの場合、通常、平成19年1月徴収分から所得税が減少し、平成19年6月徴収分から住民税が増加します  
年金受給者のかたの場合、通常、平成19年2月徴収分から所得税が減少し、平成19年6月徴収分から住民税が増加します  
事業所得者のかたの場合、通常、平成19年6月徴収分から住民税が増加し、平成19年分の確定申告時に納税する所得税が減少します

### 農業所得収支計算説明会のご案内

農業所得の申告については、平成18年分から経費目安割合方式が廃止され、すべてのかたが収支計算(収入や必要経費をご自分で計算していただく方法)による申告となります。については、次の通り、説明会を開催します。

	開催日時	会場
平成19年1月15日	受付:午前9時30分~ 説明:午前10時~ 受付:午後1時30分~ 説明:午後2時~	藤沢生涯学習センター・藤沢公民館 川本公民館
平成19年1月16日	受付:午前9時30分~ 説明:午前10時~ 受付:午後1時30分~ 説明:午後2時~	岡部公民館 深谷生涯学習センター・深谷公民館

### 問い合わせ

収支計算説明会について...熊谷税務署個人課税部門(521 2905)へ  
税源移譲の内容について...市民税課(574 6637)、岡部税務課(585 2215)、川本税務課(583 2782)、花園税務課(584 1124)へ